

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領」

1 策定の背景

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)は、障害者基本法の基本的な理念に則し、「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」)では、差別を解消する措置として、国及び地方公共団体において、具体例を盛り込んだ対応要領を定めることとされています。(地方公共団体においては、努力義務)

2 策定の趣旨

平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行されるに伴い、職員が事務又は事業を行うにあたり、「障がい者に対して不当な差別的取扱いをしないこと」及び「社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮」について、「基本方針」等に基づき、適切な対応を行うために必要な考え方をまとめ、本要領を策定したものであります。(施行日：平成28年4月1日・障害者差別解消法の施行日とする。)

3 策定方法

内閣府等策定の職員対応要領をもとに素案を作成のうえ、市内障がい者団体及び市地域自立支援協議会(*1)委員、庁内各課等から意見を聴取して策定。

(*1) 市地域自立支援協議会：障がい者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。(学識経験者、障がい者団体代表、障がい者福祉施設代表など20名で構成。)

4 対象範囲

(1) 障がい者

障害者基本法第2条に定める「障害者」とします。

障害者基本法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 職員

全ての市職員とします。

なお、市の事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は、受託者に対し、適切な対応の指導に努めるものとします。

(3) 対象分野

本市が事務・事業を行う分野

ただし、本市が事業主として職員に行う措置を除くものとします。

5 障がい理由とする差別を解消するための措置

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うこと（サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為）の禁止。

(具体例)

- 障がい理由に窓口対応を拒否する。
- 障がい理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。
- 障がい理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 など

(2) 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁（*2）の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（*2）社会的障壁：障がいがある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など。

(具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助、携帯スロープを渡すなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後、左右、距離の位置取りについて障がい者の希望を聞いたりする。

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。 など
- ※ 障がい者への対応にあたり、障がい種別に応じた対応方法について、職員対応要領に記載。
- ※ 障害者差別解消法の趣旨（守るべきこと）

区分	差別的取扱いの禁止	合理的配慮
国・地方公共団体など	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務

6 相談の集約

全庁における「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の対応については、障がいの特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性が高いものが見込まれることから、今後の対応に生かすために、各課等における対応結果について、障がい福祉課で集約することとします。（具体的な相談事例等を蓄積して、全庁で共有化を図る。）

また、障がい福祉課は、集約した結果について、毎年度、市地域自立支援協議会全体会議において報告することとします。

7 職員等への研修

管理者研修及び初任者研修などの機会を捉え、障がいに関する職員の理解の促進を図るとともに、法の趣旨の普及及び啓発に取り組むこととします。